

令和6年度 長山中学校 生活の基本的なきまりについて

【服装・身なり】

1 制服（学校指定のものを着用）

10月～5月	6月～9月
<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー ・ズボンもしくはスカート（膝が隠れる丈） ・ベストの着用は自由 ・白ワイシャツ（開襟不可） ・ネクタイ（紺orえんじ色 どちらでも可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ズボンもしくはスカート（膝が隠れる丈） ・ベストの着用は自由 ・白ワイシャツ（第1ボタンまで開襟可） ・ノーネクタイ

- ★ 登校したら名札を着用する。（原則学校保管）
- ★ 制服は正しくきちんと着用する。
- ★ 衣替え移行期間は、気温によって冬服と夏服を使い分ける。
移行期間 夏服 5月1日から31日 冬服 10月1日から31日
（暑いとき）ブレザー→ネクタイの順に調整
（寒いとき）ブレザー着用→ワイシャツ上にセーター着用可
- ★ ベルト 色は黒または紺 合成革製（布製は不可）

2 通学靴・靴下

- 通学靴：紐でしぼる運動ができる靴とする（走るのに適したもの）
※色の制限はなし
※デッキシューズ（靴底が平らな靴）は不可
- 上履き：学校指定の上履き **令和6年度の上履きライン**
1年緑, 2年赤, 3年黄
- 靴下：白または黒の靴下
少なくともくるぶしが隠れる長さ
上部のライン, ワンポイントは可
冬期のタイツ着用可（黒, うすだいたい色）
※タイツはラインや柄が入っていないもの

3 防寒着

- コート 学校生活に適するもの
バッグかロッカーに収納できるもの
黒, 紺, 茶, グレー等を基調としたもの
- ウインドブレーカー 黒, 紺, 白等を基調としたもの
- セーター (Vネック) 黒, 紺, 茶, グレー等を基調としたもの
すそや袖がブレザーからはみ出ないようにする。
スクールセーターを推奨する。
- 手袋・マフラー ☆令和6年5月29日の生徒総会で、カーディガンも可と改訂
色の制限はないものとする。

4 体操着・ジャージ（学校指定のものを着用）

- 体操着 ジャージ上下・ハーフパンツ, 半袖シャツ（白）
- ・ 夏期及び繫龍祭前は、状況により市販の半袖白Tシャツの着用を認める。
- ・ 部活動ではワンポイントの白Tシャツの着用を認める。
- ・ 部活動で購入した練習着等は、部活動での着用に限る。

5 通学カバン（手さげバッグ）

- 丈夫な素材で使いやすく黒, 紺, 茶, グレー等を基調としたもの。
※ 通学カバン以外に、手さげバッグを使用してもよい

6 髪型

学校生活に適する清潔で端正な髪型であること

- 男子—前髪は目にかからないようにする。
後ろは襟にかからない長さ
横は耳にかからない長さ
 - 女子—前髪は目にかからないようにする。
肩にかかる以上の長さの髪は、必ず後ろに束ねたり結わえたりする。
(頭頂部付近には結わえない) (編み込みは三つ編み程度まで)
- ☆令和6年5月29日の生徒総会で、髪を束ねる・結わえる内容を削除
☆令和6年5月29日の生徒総会で、男女の差を撤廃
- ・ 頭髪の脱色、染色、整髪料の使用は禁止
 - ・ 頭髪のパーマネントは禁止 (育毛事情による措置については要相談)
 - ・ 髪を束ねる際は、黒、紺、茶のゴムひも類を使用
 - ・ ヘアピンは黒のみ、その他の髪止めは禁止
- その他—過度な刈り上げ (6mm未満) は不可とする、化粧、眉毛剃り、ピアスの着用等は禁止

7 所持、携行品 (持ち物は全て記名を)

- 学用品以外の所持、携行品
 - ・ 毎日持参—ハンカチ、ティッシュ、給食 (箸、スプーン)
 - 持込可能な所持、携行品
 - ・ 歯みがきセット
 - ・ 飲用、うがい用水筒 (冷水、白湯、茶、スポーツドリンク)
 - ・ 保護者申し出により許可を受けた薬品、医療関係器具類
 - ・ 携行用手鏡、くし (トラベルサイズで)
 - ・ 汗ふきタオル、ハンドタオル、マスク類
 - ・ その他、保護者申し出により許可を受けた物品等
- ※ 持込・使用許可願いは、担任に申し出、後日学校が許可を出す (担任保管)

● 持込携行禁止物品

- ・ 現金、貴重品、菓子類、清涼飲料、玩具、ゲーム、化粧品、装飾品類
- ・ 携帯電話 (特別な事情により、保護者申し出の上職員室保管の場合有り)